

ケーブルプラスでんき・CNA 見放題プランでんきパック  
重要事項説明書

ケーブルプラスでんき利用規約

CNA 見放題プランでんきパック利用規約

令和3年4月1日

ケーブルプラスでんきサービスのご利用にあたって

本書面、ケーブルプラスでんき利用規約および CNA 見放題プランでんきパック利用規約の内容を十分お読みください。

- 電気事業法第2条の13に基づき、ケーブルプラスでんきの利用に関する契約は締結前に行われる供給条件の説明および書面の交付が、ホームページ等の電子媒体を通じて閲覧を供する方法で行われることについてご承諾いただけます。

1. サービスの定義

- 「ケーブルプラスでんき」（以下、「本サービス」という。）を提供する小売電気事業者は KDDI 株式会社（登録番号：A0077、以下「KDDI」という。）となります。
- 本サービスは、KDDI の業務委託先である株式会社秋田ケーブルテレビ（以下、「CNA」という。）を通じてお申込みいただきます。KDDI が本サービスへの切替が可能であることを確認できた日をご契約成立日となります。具体的なご契約成立日は、「ケーブルプラスでんきご利用開始の案内」にてお知らせいたします。
- 本サービスのご利用料金（以下、「電気料金」という。）は、CNA から請求させていただきます。請求書の発行時期、電気料金のお支払い方法等については、CNA の定めるところによります。

2. ご契約に関するご注意

- あらかじめ KDDI が定める「ケーブルプラスでんき需給約款」ならびに CNA が定める「ケーブルプラスでんき利用規約」を承認のうえ、所定の様式によってお申込みをしていただきます。
- KDDI ホームページ（<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/conditions/>）および CNA ホームページ（<https://www.cna.ne.jp>）をご確認ください。  
ただし、CNA が認める場合には電話等によるお申込みを受付することがあります。
- KDDI にて、小売電気事業者の切替手続きを行います。  
（お客さま自身による現在ご契約の小売電気事業者への解約手続きは不要です。）
- お申込みを撤回される場合、CNA まで必ずご連絡ください。本サービスへの切替日以降にご連絡いただいた場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客さま自ら、元の小売電気事業者に新規ご契約手続きを行っていただく必要がございます。この場合、本サービスへの切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、CNA にお支払いいただきます。
- お申込み前に、現在ご契約の小売電気事業者の解約に伴う不利益事項を十分ご確認ください。  
例えば以下のような不利益事項が考えられますので、現在ご契約の小売電気事業者にご確認ください。
  - ① 違約金の発生（複数年契約などの場合）
  - ② ポイント等の失効
  - ③ 継続利用期間割引に適用される継続利用期間の喪失
  - ④ 過去電力使用量に関する照会不可
  - ⑤ 現小売電気事業者による検針票の提供終了
- お客様の「ご契約種別」「供給設備の状況」等によりサービス提供ができない場合がございます。予めご了承ください。
- ご利用開始（料金適用開始）の日は切替申請日から起算して、原則 5 営業日に 2 暦日を加えた最初の検針日となります。ただし、スマートメーターへの取換工事が必要となる場合は、原則 10 営業日に 2 暦日を加えた日以降の最初の検針日となります。

す。なお、具体的なご利用開始日は、別途郵送される「ケーブルプラスでんきご利用開始のご案内」にてお客様にお知らせいたします。

※「切替申請日」とは、KDDI が電力広域的運営推進機関に対して小売電気事業者の切替を申請した日であり、原則、KDDI が CNA からお申込み内容を受領した翌日となります。

※KDDI が設定したご利用開始日までにスマートメーターへの取替工事が完了しない場合、アナログメーターのまま「ケーブルプラスでんき」のご利用が開始されます。

- お引越し先で本サービスをご利用される場合、ご利用開始（料金適用開始）の日は、お客様が入居し、電気の使用を開始した日となります。お申込み手続きが入居日の翌日以降になった場合でも、入居日に遡ってご契約いただきます。

### 3. 電気料金、CNA 見放題プランでんきパックに関するご注意

- 電気料金は、一般送配電事業者にて検針した使用電力量に基づき、KDDI が別途定める料金表にて計算します。なお、電気料金の算定期間は 1 日から月末日となります。

- 本サービスへの切替申込と同時に、ご契約アンペアを変更することはできません。

- 電気料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合は、日割計算をいたします。

- お引越し先でのご利用の場合、ご契約アンペアは、お引越し先物件の既設ブレーカー容量でご契約いただきます。

- 電力量計（以下「電気メーター」という。）の故障等によって使用電力等を正しく計量できなかった場合は、お客様と KDDI との協議によって定めます。

- 本サービスの切替に伴う手続きおよび電気メーター取替工事に関しては、お客様の費用負担はございません。

- 「CNA 見放題プランでんきパック」は、CNA が指定する対象サービス契約期間中に適用されるものとし、お客様の事由によるサービス変更や解約・休止等により、適用条件を満たさなくなった場合、「CNA 見放題プランでんきパック」は終了となります。

- 「CNA 見放題プランでんきパック」で CNA ひかりサービスの最低利用期間は料金の適用開始日から起算して 24 ヶ月間、または CNA 対応集合住宅用サービスの最低利用期間は料金の適用開始日から起算して 12 ヶ月間です。  
最低利用期間内に「CNA 見放題プランでんきパック」の適用条件を満たすことができなくなった場合には、CNA ひかりサービスは違約金 5,000 円が発生、または CNA 対応集合住宅用サービスは違約金 3,000 円が発生します。  
また、本サービスの一部または全部を解約した場合には、別途サービス解約費用が発生します。  
その他、インターネットサービスのコース変更（ひかり 100M からひかり 1G へ/ひかり 1G からひかり 100M）の場合には、月 1 回までは無料ですが、2 回目以降は、1 回につき 2,200 円（税込）が発生します。

- KDDI もしくは CNA が何らかの事由により本サービスの提供を廃止した場合、「CNA 見放題プランでんきパック」は終了となります。

次の条件を満たす場合は、「CNA 見放題プランでんきパック」をご契約いただくことが可能となります。CNA は、お客様の毎月の「ケーブルプラスでんき」ご利用料金に応じ、CNA が設定した割引率を乗じた金額（円未満は切り捨て）をお客様ご契約の CNA ひかりサービス、または CNA 対応集合住宅用サービスより割引いたします。

- ①ケーブルテレビひかりサービス(ひかりスタンダードまたは、ひかりマックスコース) 、またはケーブルテレビ対応集合住宅用サービス(ひかりスタンダード、ひかりマックスコース、ひかりミニ、スタンダードHD、マックスHD、ミニ)をご契約していること。
- ②ケーブルテレビひかりサービス セットトップボックス(BD-V5700R、TZ-HT3000BW、TZ-HT3500BW、ケーブルプラス STB2)、またはケーブルテレビ対応集合住宅用サービス セットトップボックス(ケーブルプラス STB2)をご契約していること。
- ③インターネットサービス(ひかり 100M または、ひかり 1G、ドコモ光タイプ C)、またはインターネット対応集合住宅用サービス(100M(集合))をご契約していること。
- ④ケーブルテレビひかりサービスの場合、固定電話サービス(ケーブルプラス電話、またはケーブルライン)をご契約していること。
- ⑤ケーブルプラスでんきをご契約していること。
- ⑥みるプラス(見放題パックプライム)をご契約していること。
- ⑦「ケーブルプラスでんき」の契約者住所と、CNA 契約者住所が一致していること。
- ⑧割引月の前月末時点で CNA ひかりサービス、CNA 対応集合住宅用サービスが利用中で毎月お支払いされていること。
- ⑨割引月にケーブルプラスでんき料金が発生していること。
- ⑩CNA ひかりサービス、または CNA 対応集合住宅用サービスが日割月でないこと。
- ⑪東北電力との契約が個人名義であること。

「CNA 見放題プランでんきパック」対象金額は、本サービスの月額料金のうち、基本料金（または最低料金）および電力量料金の合計金額（税別）となります。燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は除きます。

#### 4. 請求に関するご注意

電気料金は、原則、ご利用月の 2 ヶ月後に請求いたします。ただし、一般送配電事業者の検針スケジュールやその他の都合により、3 ヶ月後のご請求となる場合があります。(それ以降、3 ヶ月後のご請求となります。)

お客様が電気を不正に使用し電気料金の支払いを免れた場合、支払いを免れた金額の 2 倍に相当する金額を、違約金として、お客様に請求いたします。

電気料金のお支払期日を過ぎてなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息(14.5%/年)が発生する場合がございます。

ケーブルプラスでんき需給約款に基づき、電気の使用の開始(本サービスお申込みに伴う電気メーター取替工事を除きます。)、お客様の都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その際は、CNA もしくは一般送配電事業者により費用を請求させていただく場合がございます。

紙請求書発行手数料は、220 円(税込)となります。

#### 5. auID・ケーブルプラスでんき web サービスに関するご注意

使用電力量および電気料金は、au お客さまサポートまたはケーブルプラスでんきホームページサービスにてご確認ください。その際の ID およびパスワードは、別途郵送する「ケーブルプラスでんきご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。

au お客さまサポートおよびケーブルプラスでんきホームページサービスでは、ログインに「auID」を利用します。本サービスのお申込みにあたっては、auID 利用規約([https://id.auone.jp/id/pc/legal/auid\\_terms.html](https://id.auone.jp/id/pc/legal/auid_terms.html))にもご同意の上、お申込みいただけます。

<p>ケーブルプラスでんきホームページサービスでは、本サービスのご利用開始日の翌日以降から、日々の電気使用量をご確認いただけます。ただし、スマートメーターの通信環境等により、データが欠損する場合があります、実際の使用量、料金と異なる場合がございます。なお、お客様に請求する料金に関しては、電力会社から提供される確定電力量を使用して正しく請求が行われます。また、スマートメーターへの取替工事遅延等により、アナログメーターのままサービス提供が行われている期間は、「実績確認」・「電気料金予測」・「分析」・「アドバイス」等の機能がご利用いただけません。</p>
<p>6. 工事などに関するご注意</p>
<p>お客様宅の電気メーターがアナログ式の場合は、スマートメーターへ切り替える必要がございます。本切替工事の際、お客様の土地、または建物への立ち入りおよび工事を実施いたしますので、ご家族の皆様へスマートメーターへの切替工事が必要であることをお伝えください。切替工事は一般送配電事業者にて行いますが、その際、事前に一般送配電事業者よりご連絡をさせていただきます。</p>
<p>本切替工事の際お客様の工事立ち会いの必要はございません。また、数分から数十分程度の停電が発生することがございます。</p>
<p>一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、法令で定められている調査や検針時等に、お客様の土地または建物に立ち入らせていただく場合がございます。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p>
<p>一般送配電事業者の電気工作物(電気の引込線やメーター等)やお客さまの電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、すみやかにお客様より一般送配電事業者にご連絡をお願いいたします。</p>
<p>7. KDDI からのご契約解除または CNA からのご契約解除要請について</p>
<p>CNA が定める支払期日までに、電気料金の支払いが無い場合、ご契約を解除させていただく場合がございます。KDDI との契約解除に伴い無契約状態になると、一般送配電事業者により電気の供給が停止される場合がございます。</p>
<p>CNA が定める支払期日までに、CNA および KDDI の既存サービス(ケーブルテレビサービスやインターネットサービスおよび固定電話サービス等)の料金の支払いが無い場合、本サービスのご契約を解除させていただく場合があります。</p>
<p>契約終了後においても、電気料金未払いのあるお客様の個人情報について、KDDI が他小売電気事業者と共有することがございます。</p>
<p>お客様が次のいずれかに該当し、KDDI、もしくは一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、電気のご契約を解約させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合</li> <li>②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</li> <li>③契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</li> <li>④その他、KDDI が定めるケーブルプラスでんき需給約款の内容に反した場合</li> <li>⑤お客様が電気の廃止期日の通知をせず、電気のご契約場所から引越し、電気を使用していないことが明らかな場合</li> </ul>
<p>本サービスご契約期間中に発生した料金の債権債務は、ご契約を解除した場合でも消滅いたしません。</p>
<p>8. お客様からのご契約廃止について</p>
<p>お客様のお引越し等に伴い本サービスの契約を廃止される場合、事前に電気の使用停止日を定めて、CNA にご連絡いただきます。</p> <p>他の小売電気事業者への切替えに伴う本サービスの廃止の場合には、CNA にご連絡いただく必要はございません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。ただし、東京電力エナジーパートナー株式会社の従量電灯 B または C プランへのお申込みの場合、CNA へ併せてご連絡ください。</p>
<p>9. CNA の営業区域について</p>
<p>秋田県秋田市(一部除く)、五城目町の一部、三種町の一部、潟上市の一部</p>

## 10. その他

- ご契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までとします。(年度は、4月1日から翌年3月31日をいいます。)お客様またはKDDIのいずれかが、変更または廃止の申入れを行わない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- 料金やサービスを変更する場合は予めお客様へお知らせいたします。
- KDDIまたはCNAが、ケーブルプラスでんき需給約款、各種説明書、各種案内等(これらの変更も含まれます)を、書面の交付(郵送)に代え、ホームページ等の電子的媒体により、お客様にお知らせすることを可能といたします。また、ケーブルプラスでんき需給約款、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがございます。
- 供給電圧は、「低圧100V/200V」です。周波数は以下の通りとなります。  
北海道・東北・東京エリア:50Hz
- お客様が故意または過失によって、電気ご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物などの設備を損傷・亡失した場合には、その設備について修理費等を賠償していただきます。
- KDDIおよびCNAの責めとならない理由によってお客様が受けた損害については、KDDIおよびCNAは賠償の責めを負いません。
- この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、「ケーブルプラスでんき需給約款」に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、KDDIホームページ等より「ケーブルプラスでんき需給約款」をご覧ください。

### 個人情報の取り扱いについて

- ①KDDIは、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律、電気事業法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定めた事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守いたします。  
詳細は、KDDIホームページのプライバシーポリシー  
(<http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/kojin/index.html>)をご参照ください。
- ②申込内容その他本サービスのご利用にあたりご提供いただいた情報を以下の利用目的に活用することを事前にご了解ください。  
-マーケティング活動における利用  
-KDDIの新サービスや、有益な情報のメール配信  
-電力広域的運営推進機関に対する、電気の切替手続き
- ③CNAは、お客様の個人情報の保護および適切な取扱いが、CNAにとって社会的責務であると考えております。CNAは、CNAが取得する個人情報を、個人情報の保護に関する宣言に基づき、適切に取扱い、保護に努めてまいります。  
詳細は、CNAホームページのプライバシーポリシー  
(<https://www.cna.ne.jp/company/philosophy.html#privacy>)をご参照ください。

## ■クーリングオフ

お客様が、訪問販売もしくは電話勧誘販売で、お申込み(契約)された場合、お申込みから 8 日を経過するまでは、書面により無条件でお申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うことができ、その効力は書面を受領したときから発生します。

この場合お客様は、

- ①損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
- ②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用等の支払い義務はありません。
- ③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
- ④権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払いを請求されることはありません。
- ⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- ⑥上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から交付される、クーリングオフ妨害の解消のための書面を受領した日から 8 日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

## ◆サービス・料金・請求に関するお問い合わせ

CNA 秋田ケーブルテレビ

(0120-344-037 (無料)受付時間:9:00~18:00/年末年始を除く毎日)

## ◆auID に関するお問い合わせ

KDDI お客さまセンター

(0120-925-881 (無料)受付時間:9:00~20:00/年中無休)

※電気供給設備の故障や停電に関しては、一般送配電事業者にお問い合わせください。

## 電気料金の計算方法

電気料金は以下の方法で計算されます。

①基本料金または最低料金	②電力量料金	③燃料費調整額	④再生可能エネルギー 発電促進賦課金
<b>北海道、東京、東北、中部、北陸、九州 エリア</b> ご契約アンペア・ <u>ご契約容量</u> によって決定 します。 <b>四国エリア</b> 基本料金はありませぬ。11kWh までは一 律の最低料金がかかります。	+ ご使用量 × 料金単価	(注1) + ご使用量 × 燃料費調整単価	(注2) + ご使用量 × 再生可能 エネルギー 発電促進賦 課金単価

注1) 電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、電力量に単価を乗じた「燃料費調整額」を請求いたします。

注2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になる全てのお客様から電力使用量に応じ別途毎年決定されている単価を乗じた額を請求いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含んだ料金として計算します。

## ケーブルプラスでんき 料金表 (①基本料金/②電力量料金)

単位:円(税別)[()]内は税込参考単価]

### ■でんき M プラン【東北】

区分		単位	でんき M プラン(東北)東北電力従量電灯 B 相当	
基本料金	10A	1 契約	300.00	(330.00)
	15A		450.00	(495.00)
	20A		600.00	(660.00)
	30A		900.00	(990.00)
	40A		1,200.00	(1,320.00)
	50A		1,500.00	(1,650.00)
	60A		1,800.00	(1,980.00)
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	16.88	(18.56)
	120kWh 超過 300kWh まで		23.02	(25.32)
	300kWh 超過分		26.62	(29.27)
最低月額料金(注 1)		1 契約	238.00	(261.80)

注1) 基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

### ■でんき L プラン【東北】

区分		単位	でんき M プラン(東北)東北電力従量電灯 C	
基本料金(注 2)		1kVA	300.00	(330.00)
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	16.88	(18.56)
	120kWh 超過 300kWh まで		23.02	(25.32)
	300kWh 超過分		26.62	(29.27)

注2) まったく電気を使用しない場合の1月の基本料金は、半額といたします。



CNA 見放題プランでんきパック

「CNA 見放題プランでんきパック」は、CNA が指定する対象サービスのご契約期間中に対象金額(※1)を CNA ひかりサービス、または CNA 対応集合住宅用サービスより割引をいたします。

- ※1 CNA ひかりサービス、または CNA 対応集合住宅用サービスが日割月の場合は、翌月から割引となります。
- ※2 「ケーブルプラスでんき」の月額ご利用料金のうち、基本料金(または最低料金)および電力量料金の合計金額(税別)となります。燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は除きます。
- ※3 「CNA 見放題プランでんきパック」は、お客様の事由によるサービス変更や解約・休止等により、CNA が指定する対象サービスを契約継続できなくなった場合、「CNA 見放題プランでんきパック」は終了となります。
- ※4 KDDI もしくは CNA が何らかの事由によりケーブルプラスでんきサービスの提供を廃止した場合、「CNA 見放題プランでんきパック」は終了となります。

CNA 見放題プランでんきパック 対象サービス(CNA ひかりサービス)	割引金額
・ケーブルテレビサービス(ひかりスタンダードまたは、ひかりマックスコース)	電気料金×5%を CNA ひかりサービスより割引
・セットトップボックス(BD-V5700R、TZ-HT3000BW、TZ-HT3500BW、ケーブルプラス STB2)	
・インターネットサービス(ひかり 100M、ひかり 1G、またはドコモ光タイプ C)	
・固定電話サービス(ケーブルプラス電話または、ケーブルライン)	
・ケーブルプラスでんき	
・みるプラス(見放題パック プライム)	

CNA 見放題プランでんきパック 対象サービス(CNA 対応集合住宅用サービス)	割引金額
・ケーブルテレビサービス(ひかりスタンダード、ひかりマックスコース、ひかりミニ、スタンダード HD、マックス HD、ミニ)	電気料金×3%を CNA ひかりサービスより割引
・セットトップボックス(ケーブルプラス STB2)	
・インターネットサービス(100M(集合))	
・ケーブルプラスでんき	
・みるプラス(見放題パック プライム)	

計算例

例)でんき M プラン(東北)ご契約アンペア:40A 1ヶ月のご使用量:350kWh

基本料金	①	1,200.00 円[ご契約アンペア=40 アンペアの場合]	
電力量料金	②	最初の 120kWh	2,025.60 円=16.88 円×120kWh
	③	120kWh 超過 300kWh まで	4,143.60 円=23.02 円×180kWh
	④	300kWh 超過分	1,331.00 円=26.62 円×50kWh
小計	⑤	8,700 円=①+②+③+④(円位未満切捨て)	
燃料費調整額	⑥	-711 円=-2.03 円×350kWh(円位未満四捨五入) [燃料費調整単価(税別)=-2.03 円/kWh の場合]※2016 年 6 月時点	
再生可能エネルギー 発電促進賦課金	⑦	787 円=2.25 円×350kWh(円位未満切捨て) [再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (税込)=2.25 円/kWh の場合]	
消費税等相当額	⑧	798 円=(⑤+⑥)×0.1(円位未満切捨て)	
ご請求金額		9,574 円=⑤+⑥+⑦+⑧	

・また、消費税の計算方法はケーブルテレビ会社の定める方法となり、上記計算例と異なる場合がございます。

■小売電気事業者

名称:KDDI 株式会社(登録番号:A0077)

住所:東京都千代田区飯田橋 3-10-10 ガーデンエアタワー

■KDDI の業務委託先

名称:株式会社秋田ケーブルテレビ

住所:秋田県秋田市八橋南 1-1-3

# ケーブルプラスでんき利用規約

## 第 1 条(総則)

- 1.株式会社秋田ケーブルテレビ(以下、「CNA」という。)は、KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)が別に定めるケーブルプラスでんき需給約款(以下、「約款」という。)およびこの「ケーブルプラスでんき利用規約」(以下、「本規約」という。)に基づき、約款で定めるケーブルプラスでんきサービス(以下、「本サービス」という。)に関する電気料金の請求等について適用されます。
- 2.本規約の規定が約款の規定と矛盾または抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
- 3.CNA は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。

## 第 2 条(用語)

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

## 第 3 条(利用契約)

- 1.本サービスを利用しようとする方(以下、「お客様」という。)は、約款等および本規約を承諾の上、CNA が別途「指定する方法により本サービスの利用を CNA にお申込みください。
- 2.CNA は、前項に基づくお申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
- 3.CNA は、前項の規定に拘らず、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 項に基づくお申込みを承諾しないことがあります。
  - (1)お申込みにあたりお客様が虚偽の内容を CNA に申告したとき、またはその虞がある場合。
  - (2)お客様が本サービスまたは、CNA から請求している他サービスの料金の支払いを現に怠り、またはその虞がある場合。
  - (3)過去に、お客様の責めに帰すべき事由により本サービスの提供を受けるための契約(以下、「利用契約」という。)が解除されたことがある場合またはお客様に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。
  - (4)その他、法令、電気の需給状況、供給設備の状況その他によってやむをえない場合には、需給契約のお申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

## 第 4 条 (auID の提供)

- 1.au お客さまサポートおよびケーブルプラスでんきホームページサービスの利用には、KDDI が提供する「auID」が必要となります。
- 2.お客様は、本サービスのお申込みにあたっては、KDDI が別に定める「auID 利用規約」に同意していただきます。

## 第 5 条(KDDI に係る債権の譲渡等)

お客様は「約款」に定めるところにより CNA に譲り渡すこととされた KDDI の債権(以下、「電気料金」という。)について、CNA が請求することを承認していただきます。この場合、CNA および KDDI は、お客様への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

## 第 6 条(請求と支払等)

- 1.お客様は、電気料金を金融機関の預金口座振替による方法で CNA の定める期日迄に支払いを行なうものとします。
- 2.前項にかかわらず、CNA が特に認める場合には、お客様は銀行振込または CNA が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、お客様の負担とします。
- 3.お客様は CNA が電気料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
- 4.お客様が、電気料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利 14.5%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とします。)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

## 第 7 条(最低利用期間)

ご契約にあたっての最低利用期間は、CNA ひかりサービスは料金の適用開始日から起算して 24 ヶ月間、または CNA 対応集合住宅用サービスは料金の適用開始日から起算して 12 ヶ月間とします。

## 第 8 条(利用契約の終了)

- 1.CNA は、お客様が本規約(本規約において準用している規定を含みます。)に違反したときは、KDDI に通知いたします。その場合、KDDI は何ら事前の通知または催告を行うことなく利用契約を解除する場合があります。
- 2.お客様は、利用契約を解約しようとするときは、予め、CNA が別途定める方法により、解約の 14 日前までを期日として、CNA に通知していただきます。
- 3.お客様が、本サービスの提供エリア外にお引越しの場合、または、エリア内であっても、本サービスが提供できない場合には、本サービスは解約となります。
- 4.上記各号により、本サービスが解約となった場合、CNA 見放題プランでんきパックは終了になります。また、KDDI もしくは CNA が何らかの事由により本サービスの提供を廃止した場合は、CNA 見放題プランでんきパックは終了となります。

## 第 9 条(KDDI への通知)

CNA が定める支払期日までに、CNA の既存サービス(ケーブルテレビサービス、インターネットサービス、固定電話サービス等)の料金の支払いが無い場合、KDDI に通知することをご了承いただけます。

## 第 10 条(他の小売電気事業者への通知)

約款に定める供給条件によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、本サービスの契約終了後も、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、CNA はお客様の個人情報を KDDI へ通知いたします。また、KDDI は、その情報を他小売電気事業者に通知することがあります。

## 第 11 条(利用契約に係る契約者情報の利用)

CNA は、お客様の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、本サービスに係る契約のお申込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求その他本規約に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、CNA が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

## 第 12 条(協議)

お客様および CNA は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

## 第 13 条(合意管轄)

本サービスに関し、CNA とお客様の間に紛争が生じた場合、CNA の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

### (適用時期)

本規約は、2018 年 5 月 1 日より適用します。

本規約は、2020 年 3 月 1 日より適用します。

本規約は、2021 年 4 月 1 日より適用します。

# CNA 見放題プランでんきパック利用規約

## 第 1 条(本規約の適用)

株式会社秋田ケーブルテレビ(以下、「CNA」という。)は、この CNA 見放題プランでんきパック利用規約(以下、「本規約」という。)に基づき、CNA 見放題プランでんきパックによる割引(以下、「本割引」という。)を提供します。

- 1.CNA は、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約を CNA の指定する Web サイトに掲載することにより行います。
- 2.本規約本文の他、CNA が定める本割引に関する諸規定(CNA が別に Web サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限りません。以下「諸規定」という。)は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3.本規約本文と諸規定との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規定を優先して適用するものとします。

## 第 2 条(本割引の概要)

本割引は、KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)が提供するケーブルプラスでんきおよび、本規約第 4 条で定める対象サービスを組み合わせて利用する場合に、本規約に定めるところより、料金に応じた割引を行う CNA 提供のサービスです。

## 第 3 条(申込み)

本割引の適用を希望する者(以下、「申込者」という。)は、本規約を承諾の上、CNA が別に定めるところにより CNA に申込みを行うものとします。

## 第 4 条(契約の成立)

1.CNA は、前条の申込みが次の各号に定める条件の全てを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、CNA と申込者との間で本割引の適用を受けるための契約(以下、「本件契約」という。)が成立するものとします。

(1)CNA が指定する以下のサービス(以下、「対象サービス」という。)を、申込者が全て契約していること。

「CNA ひかりサービス」の対象サービス

- ・ケーブルテレビサービス(ひかりスタンダードまたは、ひかりマックスコース)
- ・セットトップボックス(BD-V5700R、TZ-HT3000BW、TZ-HT3500BW、ケーブルプラス STB2))
- ・インターネットサービス(ひかり 100M、ひかり 1G、またはドコモ光タイプ C)
- ・固定電話サービス(ケーブルプラス電話または、ケーブルライン)
- ・ケーブルプラスでんき
- ・みるプラス(見放題パック プライム)

「CNA 対応集合住宅用サービス」の対象サービス

- ・ケーブルテレビサービス(ひかりスタンダード、ひかりマックスコース、ひかりミニ、スタンダード HD、マックス HD、ミニ)
- ・セットトップボックス(ケーブルプラス STB2)
- ・インターネットサービス(100M(集合))
- ・ケーブルプラスでんき
- ・みるプラス(見放題パック プライム)

(2)前号で指定された対象サービスが、次の各号に定める条件を全て満たしていること。

ア.本件契約のお申込みの時点で、その対象サービスについて、現にサービスの提供を受けていること。

イ.その対象サービスの契約者が、ケーブルプラスでんき申込者と同一であるか、申込者と同一の住所に住居するその家族(CNA 所定の基準を満たすものに限り、)であること。

ウ.電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。

エ.対象サービスとセットで利用し、利用料金を月ごとにお支払いされていること。

2.前項の規定にかかわらず、CNA は、業務上支障があるとき、またはその他 CNA が不適切と判断したときは、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。

## 第 5 条(CNA 見放題プランでんきバックによる割引)

- 1.CNA は、前条に従って本件契約が成立した場合、次項の定めに従って算出した金額(以下、「割引金額」という。)を、CNA ひかりサービスまたは、CNA 対応集合住宅用サービスから割引きます。
- 2.CNA は、CNA ひかりサービスまたは、CNA 対応集合住宅用サービスからの値引きを次に定めます。
  - (1)KDDI 提供のケーブルプラスでんき需給約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税および地方消費税相当額を除いた、「基本料金および電気量料金」の額(以下、「本件対象額」という。)に 5%を乗じた額を CNA ひかりサービスより値引きします。なお、該当算出に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。
  - (2)KDDI 提供のケーブルプラスでんき需給約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税および地方消費税相当額を除いた、「基本料金および電気量料金」の額(以下、「本件対象額」という。)に 3%を乗じた額を CNA 対応集合住宅用サービスより値引きします。なお、該当算出に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

## 第 6 条(最低利用期間と違約金)

- 1.ご契約にあたっての最低利用期間は、CNA ひかりサービスは 24 ヶ月間、CNA 対応集合住宅用サービスは 12 ヶ月間とします。
- 2.前項に定める最低利用期間内で、第 4 条第 1 項第 1 号に定める対象サービスに係る契約が一つでも終了した場合には、CNA ひかりサービスは違約金 5,000 円、CNA 対応集合住宅用サービスは違約金 3,000 円が発生します。

## 第 7 条(対象サービスの変更)

- 1.本件契約者は、対象サービスの変更を希望する場合、CNA が別に定める方法で CNA に申し出るものとします。
- 2.本件契約者は、前項の申し出において、第 4 条第 1 項第 1 号に定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サービスとして指定するものとします。

## 第 8 条(本件契約の終了)

- 1.本件契約者は、CNA が別に定める方法で CNA に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。
- 2.前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。
  - (1)本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約が終了したとき。
  - (2)対象サービスに係る契約が一つでも終了したとき。
  - (3)解約、休止などで契約がなくなったとき。
  - (4)本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約の名義変更等により、第 4 条第 1 項第 2 号イに定める条件を満たさなくなったとき。

## 第 9 条(権利義務の譲渡禁止)

本件契約者は、本件契約に係る権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

## 第 10 条(顧客情報の取扱い)

CNA は、本割引の提供に関して取得した申込者、本件契約者および対象契約者回線の契約者に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、CNA が別に公開する個人情報の保護に関する宣言に従って取り扱います。

## 第 11 条(合意管轄)

本割引に係る紛争については、CNA の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

## 第 12 条(本割引に関する疑義等)

本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、または本規約に定めがない事項が生じた場合は、CNA が決定する内容に従って処理するものとし、申込者および本件契約者は予めこれを承諾するものとします。

#### 附則

1. CNA は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. 記載の金額は全て税込です。
3. この規約は 2018 年 5 月 1 日より施行します。
4. この規約は 2020 年 3 月 1 日より施行します。
5. この規約は 2021 年 4 月 1 日より施行します。

# CNA秋田ケーブルテレビ

お問合せはフリーダイヤルまでお気軽にどうぞ

**0 1 2 0 - 3 4 4 - 0 3 7**

受付時間:9:00~18:00 土日祝日も営業 (年末年始を除く)